

3 医安第 608 号  
令和 3 年 7 月 12 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長  
( 公 印 省 略 )

「愛知県嚴重警戒措置」の実施について（通知）

国において、7月11日をもって本県に対する「まん延防止等重点措置」を解除することが決定されたことを受け、感染再拡大防止を図るため、7月12日から「愛知県嚴重警戒措置」を実施することを決定しましたので通知します。

つきましては、貴会（組合）員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

<添付文書>

別紙 愛知県嚴重警戒措置本文

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`ヤルイン)

052-954-6305 (タ`ヤルイン)

052-954-6344 (タ`ヤルイン)

052-954-6304 (タ`ヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp